

情報提供33

平成22年11月 5日

全国重症心身障害児(者)を守る会

各支部長 様
各運動推進委員 様
各ブロック事務局長 様
各法人常任理事 様

全国重症心身障害児(者)を守る会

会長 北浦 雅子

「障がい者制度改革本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」(いわゆる「つなぎ法案」)の成立を求める声明について（情報提供）

現在「障がい者制度改革推進会議」等で行われている新たな障害福祉制度は、施行までに3年近くの年月を要するとされています。

現行の障害者自立支援法では、発達障害等が福祉サービスの対象範囲に含まれていないこと、利用者負担については原則1割負担（応益負担）のままとなっていること、障害種別にかかわらず身近な障害児施設を利用できる仕組み及び障害福祉サービスをより受けやすくするための相談支援事業の充実などを含めた障害児支援の見直し検討会報告を受けた早急な見直しが求められているところです。

一方、平成22年5月に民主党と自民党・公明党の合意によって標題のつなぎ法案が先の国会に提出されましたが、鳩山前首相の突然の辞任の影響を受けて審議未了により実現できませんでした。

このような経過を踏まえ、平成22年11月2日に「障害児支援の見直し検討会」に参画した団体を含む10の障害児者関係団体が、つなぎ法案の早期成立を求める声明文を発表し、厚生労働省で記者会見を行った後、衆参両厚生労働委員会の先生方をはじめ関係議員に要請をして廻りました。

当会では、東京都支部の岩城節子さん、京谷美智子さん、秋山副会長が参加しましたので、別添の資料を情報提供します。

(情報提供資料)

「障がい者制度改革本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」の成立を求める声明

「障がい者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」の成立を求める声明

現在、政府の障がい者制度改革推進会議ならびに同総合福祉部会で、新たな制度の構築に向けた議論が進められており、私たちは大きな期待をもっているところです。

しかし、新たな総合福祉法(仮称)の制定、施行まで 3 年近くの年月を要します。一方、現実に、現行の障害者自立支援法の下で多くの障害のある人たちが、様々な課題や問題に直面している実態があります。

先般の国会に提出された、与党民主党と自民党、公明党の合意による「障がい者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」は、私たちが要望してきた当面の重要な課題の解消を図ったものとなっています。しかし、参議院本会議での採決を目前としながらも、国会の閉会により成立に至りませんでした。

については、障害のある人たちが直面する問題を確実に解消していくために、3 党合意による同法律案が、速やかに今国会に提出され、成立することを求めます。

同法律案によって、次のことが実現します。

○福祉サービスの対象に発達障害等が明確化されます。

福祉サービスの対象として明確でなかった発達障害等が明文化されます。

○利用者負担が応能負担化されます。

現在の負担軽減措置が恒久化され、応能負担が原則となります。

○グループホーム・ケアホームへの家賃等に対する助成制度が創設されます。

グループホーム・ケアホームは、地域での欠かすことができない暮らしの場となっています。現在、その家賃等が重い負担となっていますが、この負担を軽減する助成制度が創設されます。

○障害児の発達支援・家族支援が強化されます。

障害種別にかかわらず身近な障害児施設を利用できるとともに、障害児施設の発達支援の専門スタッフが保育所等を訪問し、支援する仕組みもできます。また、放課後等デイサービス事業が制度化されます。

○相談支援体制などが強化されます。

障害福祉サービスをより受けやすくなるための相談支援事業の充実と地域自立支援協議会の基盤整備が図られます。

平成 22 年 11 月 2 日

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 代表 山田 優

全国児童発達支援協議会 会長 加藤 正仁

(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会 会長 北浦 雅子

(特活)全国地域生活支援ネットワーク 代表 田中 正博

(社福)全日本手をつなぐ育成会 理事長 副島 宏克

(社団)日本重症児福祉協会 理事長 江草 安彦

(特活)日本相談支援専門員協会 代表 門屋 充郎

(財団)日本知的障害者福祉協会 会長 中原 強

日本発達障害ネットワーク 代表 市川 宏伸

(社団)日本発達障害福祉連盟 会長 金子 健

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案・骨子

一 趣旨

この法律は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものとする。

二 利用者負担の見直し

1 利用者負担の規定の見直し

法律上、負担能力に応じた負担が原則であることを明確化する。

(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

2 利用者負担の合算

高額障害福祉サービス費について補装具と合算することで、利用者の負担を軽減する。

三 障害者の範囲の見直し

障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示する。

四 相談支援の充実

1 相談支援体制の強化

① 地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置できるようにする。

② 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

③ 地域移行や地域定着についての相談支援を充実する。

2 支給決定プロセスの見直し等

① 支給決定の前にサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直す。

② サービス利用計画作成の対象者を大幅に拡大する。

五 障害児支援の強化

1 児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

① 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設（通所・入所）について、一元化する。

② 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする（入所施設の実施主体は、引き続き都道府県）。

2 放課後等デイサービス事業の創設

学齢期における支援の充実のため、放課後等デイサービス事業を創設する。

3 在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の入所者については、障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直す。

（その際、支援の必要な継続のための措置や、現に入所している者が退所させられないよう、附則に必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。）

六 地域における自立した生活のための支援の充実

1 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設する（利用に伴い必要となる費用の助成）。

2 重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

七 その他

1 「その有する能力及び適性に応じ」の削除

目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除する。

2 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

成年後見制度利用支援事業を、市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げする。

3 児童デイサービス（放課後等デイサービス）に係る利用年齢の特例

児童デイサービス（放課後等デイサービス）を20歳に達するまで利用できるよう、特例を設ける。

4 事業者の業務管理体制の整備等

事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等の措置を講ずる。

5 精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

- ① 都道府県による精神科救急医療体制の確保について、法律上位置付ける等の措置を講ずる。
- ② 精神保健福祉士が精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることを明確化する等の措置を講ずる。

八 検討

政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

九 施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、一、三、七1及び3並びに八は公布の日から、二、四1②、六並びに七2、4及び5は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案の概要

- (1) 趣旨** (公布の日)
- ー 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策の見直すまでの間ににおける障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記
- (2) 利用者負担の見直し** (1年6ヶ月以内)
- ー 利用者負担について、応能負担を原則に
 - ー 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- (3) 障害者の範囲の見直し** (公布の日)
- ー 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- (4) 相談支援体制の強化** (平成24年4月1日) ※自立支援協議会については、1年6ヶ月以内
- ー 相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、
〔市町村に基幹相談支援センターを設置、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕
 - ー 支給決定プロセス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- (5) 障害児支援の強化** (平成24年4月1日)
- ー 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
〔障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行〕
 - ー 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
 - ー 在園期間の延長措置の見直し〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕
- (6) 地域における自立した生活のための支援の充実** (1年6ヶ月以内)
- ー グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - ー 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理制度の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討
- (1)(3)(6) :
公布の日
(2)(4)(5) :
1年6ヶ月以内